

徳島県公安委員会規則第 1 1 号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 1 2 月 2 1 日

徳島県公安委員会委員長 齋 藤 恒 範

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和 2 年徳島県公安委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表徳島県道路交通法施行細則（昭和 4 7 年徳島県公安委員会規則第 1 号）の部の次に次のように加える。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号）	第 4 条第 1 項ただし書	自動車の保管場所を確保していることを証する書面に相当する通知の申請
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 1 号）	第 5 条第 1 項	保管場所標章の交付の申請

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。